

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例				
条例番号	昭和37年年神奈川県条例第51号	法規集	第5編第5章第6節		
所管室課	危機管理防災課				
条例の概要	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償の種類、支給額、支給方法を定めたもの。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めるものであり、現在も必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	損害補償の種類、支給額、支給方法が定められており、迅速な災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償の支給に有効と考えられる。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	損害補償の種類、支給額、支給方法が定められており、迅速な災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償の支給に効率的と考えられる。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めることは、神奈川県の災害対応力強化につながり、県政の基本的な方針と合致している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	関連法令等への抵触は無く、適法である。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理由等	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				